

家具の転倒防止器具購入費用の一部を助成しています

家具類の転倒・落下は、家具の下敷きになって負傷したり、割れた食器やガラスでけがをしたり、逃げ道をふさいだりするなど、いろいろな危険をもたらします。

「大地震では、家具は必ず倒れるもの」と考えて、日頃から家具等の配置の見直しや固定で家庭内に「安全空間」を作っておきましょう。

対象者	(1) 市内に住所を有し、現に居住している方 (2) 次のいずれかに該当する方が属する世帯であること ア 65歳以上の方または小学生以下の子 イ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ウ 障害基礎年金を受給している方 エ 介護保険法に規定する要介護者または要支援者の方 オ 妊娠中または出産後1年以内の方 (3) 自ら居住する住宅内の家具に設置する器具を購入し取り付けた方 (4) 市税の滞納がない方（世帯員含む） (5) 暴力団関係者でない方 (6) 以前にこの補助金の交付を受けたことがない方
対象となる器具	L字型金具、突っ張り棒、二段家具連結止金具、転倒防止ベルト、 転倒防止チェーン、粘着マット、飛散防止フィルムなど ※転倒・移動・落下することにより、人の生命に危険を及ぼすおそれのある 家具の安全対策に有効と認められる器具等が対象です。
【注意事項】	★器具等は市内の販売店において購入したものに限ります。
助成額等	家具転倒防止器具の購入及びその取付けにかかった経費の3分の2を助成 ※1,000円未満の端数は切り捨て。上限は1万円。
助成までの流れ	(1) 対象者及び対象器具の取付けであるか確認 (2) 器具を購入し取付け（※要注意事項を確認） (3) 窓口で申請受付（下記「申請に必要なもの」を持参） (4) 受付審査終了後、後日、申請者の指定口座へ補助金を振込
【注意事項】	★対象者・対象器具について不安がある場合は防災危機管理課または各振興局に 事前連絡してください。 ★取付にあたっては「取付け前」及び「取付け後」の写真を撮影を忘れずに。 ★器具の取付状況について職員が現地確認をする場合があります。 ★予算がなくなり次第終了します。
申請に必要なもの	(1) 申請書兼請求書（日付・金額空欄） (2) 家具転倒防止器具の購入又は取付けの領収書（レシート）の原本 (3) 家具転倒防止器具の「取付け前」及び「取付け後」の写真 (4) 口座振込先情報 (5) 対象者であることがわかる書類
【注意事項】	★領収書は品名と数量が確認できるもの。 ★領収書の原本は返却できません。
申請窓口	防災危機管理課（本庁舎5階81番窓口、22-4567）または各振興局